

広島県告示第九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和二年八月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

三次市吉舎町吉舎字南天山一〇〇三八、一〇〇三九、一〇〇四〇の四七、一〇〇四二の四八から一〇〇四二の五一まで、一〇〇四二の五三、一〇〇四二の五八、一〇〇四二の七三、一〇〇四四、一〇〇四七の一、一〇〇四八、一〇〇四九、字賤山一〇〇六五の一九、一〇〇六五の五〇、一〇〇六五の五一、一〇〇六五の五四から一〇〇六五の五六まで、字天狗岩一〇〇六七の六、一〇〇六八の三六、一〇〇六八の三九、一〇〇六八の四八、吉舎町三玉宮平一〇一三八の一、字新造坊一〇一五六の一

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）